



平成18年11月15日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所1号機用新燃料の輸送について

当社、敦賀発電所1号機（沸騰水型軽水炉：定格電気出力35万7千キロワット）は、本日、新燃料集合体52体を下記のとおり受け入れました。

記

1. 輸送年月日

| | | |
|-------------|--------|----------------------------|
| 平成18年11月14日 | 20時30分 | 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン |
| | | 久里浜工場 発（神奈川県横須賀市） |
| 平成18年11月15日 | 6時55分 | 敦賀発電所 着 |

2. 輸送数量等

| | |
|--------|-----|
| 新燃料集合体 | 52体 |
| 輸送容器 | 26個 |

3. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

4. 輸送方法

陸上輸送

以 上

<参考資料>

輸送における安全性について

『輸送における安全性について』

1. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

2. 輸送容器の概要

型式：R A J - II 型 26個

形状：箱形

寸法：長さ約5m、幅約1m、高さ約1m

重量：約1.5t（輸送容器だけで約0.9t）

材質：ステンレス鋼製

3. 輸送物の安全確認

本輸送物（A型核分裂性輸送物）については、別添に示す国の安全基準を満たすことを、国の指定確認機関である独立行政法人原子力安全基盤機構により確認されています。

4. 輸送上の安全対策

輸送にあたっては、車両への積付け・標識等、輸送上の十分な安全対策を実施しています。

なお、万一緊急の事態が生じた場合には、最寄りの消防・警察・自治体および経済産業省等に連絡するとともに、適切な措置をとることとしており、十分な安全対策を講じることとしております。

以 上

『A型核分裂性輸送物の安全基準』

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第59条の2に基づき国が定めている『A型核分裂性輸送物』に係わる技術上の基準の主なものは、以下のとおりである。

①線量当量率

表面で 2ミリシーベルト/時以下
表面から1m離れた位置で、0.1ミリシーベルト/時以下

②表面汚染密度

α 線を放出する放射性物質の場合、0.4ベクレル/cm²以下
 α 線を放出しない放射性物質の場合、4ベクレル/cm²以下

また、A型核分裂性輸送物の試験条件には、

①一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

②特別の試験条件

9m落下試験、棒上の1m落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても、容器の健全性を維持し、臨界の防止を確保するよう、法令の基準値を満足することとなっている。

以 上